厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正の骨子に対する意見交換会について

意見交換会の名称	厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正の骨子に対する意見交換会
開催日時	令和7年 10 月 17 日(金)午後7時から7時 50 分まで
開催場所	厚木市立病院　2階大会議室(前)
参加者数	3人
担当課	医事課
結果公開日	令和7年 10 月 23 日(木)
会議の経過	1　開会 2　挨拶 3　条例及び条例施行規程の一部改正の概要説明 4　意見交換 5　閉会

	質問・意見の概要	市の考え方
1	現在の使用料・手数料の収益は。	令和6年度の実績で1.5億円になります。
2	今回の改正による増収見込みは。	約 3,000 万円の増収を見込んでいます。
3	金額変更までの期間は、現在と比較してどの程度短縮される見込みか。	今回の改正には約1年3か月の期間を要していますが、今後は約半年の期間での変更を考えています。
4	追加する選定療養費は公布の日から施行とのことだが、周知期間を設ける項目と何か違いがあるのか。	選定療養費については、医療の選択肢が増えるという患者さんの利益を優先し、可能な限り早く設定することを目的に、公布の日からの施行を考えています。

5	全国的に診療報酬の大幅な引き上げを要望しているとのことだが、厚木市でもそういった要望活動は行っているのか。	安定した地域医療の確保のため、厚木市でも国や県に対し、病院への支援を要望しています。また、令和7年8月に行われた神奈川県知事と県央地域の首長との懇談会においても、支援の要請をしています。
6	市立病院の病床数はいくつか。	全部で 347 床です。そのうち、感染症病床が6床、一般病床が 341 床です。一般病床のうち、特別の療養環境に係る病室は 40 床です。
7	上限額を設定する上で、今後の上昇見込み 1.1 はどのように積算したのか。	総務省や日本銀行から発表されている物価指数を基に、5年間で 10%上昇する見込みで積算しています。
8	民間の病院で使用料・手数料を変更する場合は、どの程度の期間を要するのか。	具体的な期間については不明ですが、民間病院では、病院代表者の経営責任に基づいて自由に価格を設定しているため、公立病院よりも素早く対応ができる印象です。
9	公立病院も民間病院と同様に、自由かつ柔軟な価格設定はできないのか。	庁議に諮る中でも、同様の意見がありました。価格設定については、地方自治法に基づき条例で定める必要がありますが、物価高騰や人件費上昇の影響に即した病院運営に向け、今後も担当部署と協議していきます。